

代理投票のご案内

選挙人が心身の故障その他の事由により、投票用紙に自書できない場合、投票所の職員が代筆して投票する制度（代理投票）があります。

【代理投票の流れ】

①受付にいる職員に「代理投票を希望します」と申し出てください。

補助する職員2名がそばに付きますので、投票所入場券を渡してください。

※投票所入場券をお持ちでない場合は、職員が住所や氏名などを聞き取り、宣誓書を代筆します。

②受付後、投票用紙交付係まで移動し、投票用紙を受け取ります。

※難しい場合は、職員が代わりに受け取ります。

③投票記載所まで移動します。



投票記載台の「候補者氏名等掲示」から投票したい候補者等を指さすなどの方法で職員に伝えます。
(意思表示の方法は下段参照)



職員の1名が、選挙人から示された候補者の氏名等を投票用紙に記載します。
その際、もう1名の職員が記載内容に間違いがないか立ち会います。

④投票箱まで移動します。



職員から渡された投票用紙を投票箱に入れます。

※自分で投票箱に入れることが難しい場合は、職員がお手伝いします。

【意思表示の例】

- 投票記載台に貼ってある「候補者氏名等掲示」から、投票したい候補者等を指さし、職員に伝える。
- 投票したい候補者の氏名等を口頭で職員に伝える。
- 職員が「候補者氏名等掲示」に記載されている氏名等を順番に指をさすので、投票したい候補者のところで返事をする。または、うなづく。
- 投票したい候補者等のメモを持参し、投票記載台で職員に示す。

【代理投票の際の注意点】

- 家族や付き添いの方は、やむを得ない事情があると投票管理者が認めた場合は、投票所に入ることができます。
ただし、投票手続きに関与することはできません。
- ご本人様の意思表示が確認できない場合は、投票をお断りすることになりますのでご了承ください。